

意見案第3号

「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現を目指す意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

平成27年6月22日

提出者 富良野市議会議員 岡本 俊 ⑩

賛成者 同 広瀬 寛人 ⑩

同 同 岡野 孝則 ⑩

同 同 黒岩 岳雄 ⑩

同 同 大栗 民江 ⑩

- 提出先 - 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、地方創生担当大臣

「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現を目指す意見書

昨年7月、厚生労働省から発表された国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上と昨年度よりも悪化している。このことは、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さを証明している。また、日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟国の平均が5.4%に対し、3.6%と他の加盟国より依然として低い水準にある。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は4番目に高い水準となっている。このような状況の中で、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」が保障されない状況となっている。

教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じている。

また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。2015年度文部科学省予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善は見送られた。子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しており、その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

よって、国においては、下記の事項を目指すよう強く要望する。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成基準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進すること。
4. 経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月26日

富良野市議会
議長 北 猛 俊